第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二関係）（Ａ４）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①　（略）

②　１欄の「イ」及び「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の４及び同法第88条第１項の規定により準用して適用される同法第６条第１項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、直前の完了検査について、それぞれ記入してください。

③～㉒　（略）

４．　（略）

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（Ａ４）

（第二面）

建築設備の状況等

【１．建築物の概要】～【８．排煙設備の検査者】　（略）

【９．排煙設備の概要】

【イ．避難安全検証法等の適用】

□区画避難安全検証法（　　階）

□階避難安全検証法（　　階）

□全館避難安全検証法

□その他（　　）

【ロ．特別避難階段の階段室又は付室】～【ヘ．予備電源】　（略）

【10．排煙設備の監査の状況】～【20．備考】　（略）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑱　（略）

⑲　９欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の６第３項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第３項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の２第４項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の２及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第１項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑳・㉑　（略）

４．第三面関係　（略）

第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二関係）（Ａ４）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①　（略）

②　１欄の「イ」及び「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の２及び同法第88条第１項の規定により準用して適用される同法第６条第１項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、直前の完了検査について、それぞれ記入してください。

③～㉒　（略）

４．　（略）

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（Ａ４）

（第二面）

建築設備の状況等

【１．建築物の概要】～【８．排煙設備の検査者】　（略）

【９．排煙設備の概要】

【イ．避難安全検証法等の適用】

□階避難安全検証法（　　階）

□全館避難安全検証法

□その他（　　）

【ロ．特別避難階段の階段室又は付室】～【ヘ．予備電源】　（略）

【10．排煙設備の監査の状況】～【20．備考】　（略）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑱　（略）

⑲　９欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第３項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の２第３項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の２及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第１項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑳・㉑　（略）

４．第三面関係　（略）